

「山形県民の森」の指定管理者の指定について (指定管理者の吸収合併に伴う再度指定)

さきに審査を行った「山形県民の森」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

1 施設名 「山形県民の森」

2 指定管理者の候補者

団体名：公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

住所：山形市大字長谷堂字馬場 2265 番

3 審査の方法

選定基準に基づき、山形県農林水産部指定管理者審査委員会(弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む計6名で構成)における下記の審査を経て、候補者を選定した。

(1) 審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局から申請概要の説明
- ・ 申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評価及び評価結果の集計
- ・ 評価結果に基づく総合的な審議・評価

(2) 評価の方法

選定基準に基づき、現指定管理者の法人が合併した後も、合併前と同様に、当該施設を管理運営できる体制等が確保されるか、安定した経営基盤、財務内容が確保されるかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価し、候補者とすべき者を決定した。

4 選定基準

選定基準	審査のポイント
基本事項	事業計画書に重要な変更がなく、合併後においても引き続き施設の設置目的に合致し、収支的に安定した管理運営が可能であるか。
施設の平等利用の確保	事業計画書に重要な変更がなく、合併後においても施設が平等に利用できる仕組みになっているか。
事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	事業計画書に重要な変更がなく、合併後も引き続き事業計画書に沿った形で、サービス向上、施設の維持管理、利用者の拡大、地域貢献等の取組みを効果的かつ効率的に行うことができるか。

<p>事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有する</p>	<p>合併後も安定的な運営が可能となる人的能力、運営体制、経営基盤等を有しているか。 (人的能力) ・職員体制、有資格者の配置、職員の育成等 (経営基盤) ・申請者の組織、財務状況等</p>
<p>権利義務関係の承継</p>	<p>合併内容や合併までの流れに問題がなく、権利義務が適切に引き継がれるか。</p>

5 選定理由

山形県農林水産部指定管理者審査委員会における審査結果は次のとおりであり、この審査結果を踏まえ、「公益財団法人山形県林業公社」を指定管理者の候補者として選定した。

(審査結果)

評価表の各審査項目により審査を行い、総合評価において、各委員が「○」又は「×」を記入して審査した結果、5人の委員全員が「○」となった。

以上、「山形県民の森」の指定管理者の法人が合併した後も、合併前と同様に、当該施設を管理運営できる体制、安定した経営基盤、財務内容等が確保されると判断され、指定管理者の候補者としてすることが適当であると認められた。

6 指定期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

7 指定

令和3年2月県議会定例会の議決を経て、令和3年4月1日に指定管理者として指定した。